

## 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)を策定

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で活躍できるまちづくり、介護が必要になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、市介護保険運営協議会や市民の方々の意見を踏まえ、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。※計画の詳細は市ホームページ等で公開しています。

①健康づくり  
②安心づくり  
③生きがいづくり

### ●第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料(年額)

保険料段階区分		基準額×保険料率	R3～5年度の保険料	(参考) H30～R2年度の保険料	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.3	20,520円	H30 28,620円 R1 23,850円 R2 19,080円	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で第1段階に該当しない	120万円以下	基準額×0.5	34,200円	
第3段階					前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が
第4段階	80万円以下	基準額×0.9	61,560円	57,240円	
第5段階	80万円超	基準額	68,400円	63,600円	
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満	基準額×1.2	82,080円	76,320円
第7段階		120万円以上210万円未満	基準額×1.3	88,920円	82,680円
第8段階		210万円以上320万円未満	基準額×1.5	102,600円	95,400円
第9段階		320万円以上400万円未満	基準額×1.6	109,440円	101,760円
第10段階		400万円以上600万円未満	基準額×1.7	116,280円	108,120円
第11段階		600万円以上800万円未満	基準額×1.8	123,120円	114,480円
第12段階	800万円以上	基準額×1.9	129,960円	120,840円	

※第1段階から第3段階は、公費負担による軽減後の保険料率、保険料です。  
※介護保険料を特別徴収(年金から納付)で支払っている方は、原則として令和3年10月支給年金から変更後の保険料を適用し徴収します。なお、普通徴収(納付書により納付)で支払っている方は、7月中旬に納付書等を郵送します。



生涯学習の充実、介護支援ボランティア制度の推進、老人クラブ活動や高齢者の就業支援等、高齢者の方々の社会参加を促進し、生きがいづくりを支援します。

◆介護保険料の改定  
65歳以上の高齢者が対象の第1号被保険者の介護保険料は、計画における介護サービスの見込み量をもとに3年ごとに見直します。

### 令和2年分申告所得税等の申告・納付期限の延長に伴う会場のお知らせ

3月16日以降は、東金税務署が主催する会場で受付を行っています。 ※入場整理券が必要です。  
▶受付期間=4月15日(木)まで ▶会場=東金商工会館1階(東金市東岩崎1-5)  
※市で行う申告相談会場(中央公民館および農村環境改善センターいずみの里)での受付は終了していますので、ご注意ください。  
▶住民税の申告を行う方  
市税務課へ提出をお願いします。なお、郵送提出を希望する方は返信用封筒を用意していますので問い合わせください。  
東金税務署 ☎0475(52)3121 税務課市民税班 ☎0475(70)0321

高齢化に伴う認定者数の増加や新たな施設の開設等により、介護給付費の増加が見込まれることから、令和3年度から令和5年度の第1号被保険者の保険料基準額年額を63,600円から68,400円に改定しました。

◆介護報酬の改定  
4月1日から、介護報酬の改定により、各介護保険サービスの自己負担額が変更されます。金額等の詳細は担当ケアマネジャーや施設担当者に確認してください。

●高齢者支援課介護保険班  
☎0475(70)0309

### 第3子以降のお子さんへ 出産祝金8万円を支給

▼支給対象児=第3子以降の子(出生により本市の住民基本台帳に記録された後、引き継ぎ本市に住所を有する方)  
▼支給対象者=支給対象児の父母で、次の要件を全て満たしている方  
・本市に住所を有してから1年以上経過していること  
・本市に住所を有してから1年以上経過していない方は、1年が経過してから3か月以内に申請してください。  
・市税(国民健康保険税を含む)および保育料を完納していること

### 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定

誰もが地域社会の一員として、生き生きとした生活ができる共生社会の実現に取り組む、全ての人のため「住みやすい・住み続けたいまち」の推進を目指すため、「市障がい者計画等策定懇談会」や市民の方々の意見を踏まえ、「第3次障がい者計画」・「第6期障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

▼計画期間  
・第3次障がい者計画=令和3年度～令和8年度  
・第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画=令和3年度～令和5年度  
※詳細は市ホームページをご覧ください。

●社会福祉課障がい福祉班  
☎0475(70)0337

### 地域の皆さんで介護予防しませんか 地域介護予防活動補助金を交付しています

市では、各地区公民館等を利用して自主的にロコモ体操等の介護予防活動を行う団体に対し、活動費用の一部を補助する「地域介護予防活動補助金交付事業」を実施しています。

▶対象=市内に住所を有する65歳以上で構成されたおおむね10人以上の団体  
▶補助金額=上限10万円  
▶申請期間=4月1日(木)～9月30日(木)  
▶申込方法=高齢者支援課で申し込み  
詳細は問い合わせください。

●地域包括支援センター  
☎0475(70)0439

生の日から3か月以内  
▼祝金の額=支給対象児1人につき8万円  
▼申請に必要なもの=印かん、申請者の通帳ほか  
▼申請先=子育て支援課または白里出張所  
●子育て支援課児童家庭班  
☎0475(70)0331

### 知っていますか

### 介護保険のしくみ

介護保険制度は市町村が保険者となって運営しています。40歳以上の方が加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスが利用できるしくみです。

〈介護サービス利用までの流れ〉  
①窓口相談=介護や支援が必要になったと思ったら高齢者支援課、地域包括支援センターに相談しましょう。  
②要介護認定の申請=介護保険のサービス利用を希望する方は窓口にて要介護認定の申請をしましょう。  
③調査と審査=心身の状態を調べるために本人や家族から聞き取り調査をします(認定調査)。また、主治医から介護を必要とする原因疾患などの記載を受けます(主治医意見書)。認定調査票と主治医意見書が揃うとコンピュータ判定を通じて保健医療福祉の専門家が審査をします。

※主治医がいない場合は、医療機関を受診する必要があります。  
④認定結果のお知らせ=要支援1～2、要介護1～5、非該当のいずれかの結果をお知らせします。  
結果に応じて必要なサービス(施設入所、訪問介護、通所介護、住宅改修等)を受けられるようになります。  
※介護サービスを受けるためには介護支援専門員(ケアマネジャー)を決めていただく必要があります。  
新型コロナウイルス感染症の流行により自粛生活を強いられ、活動量が減って身体機能が低下している方が増えています。  
日常生活を送る中で生活が困難になり、介護のサービスを利用したい場合は問い合わせください。

●地域包括支援センター  
☎0475(70)0439

